

名古屋市子ども・子育て支援センターの開館時間及び休館日に
関する取扱規程

(目的)

第 1 この規程は、名古屋市子ども・子育て支援センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日の取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間及び休館日)

第 2 センターの開館時間は、午前10時30分から午後 5時30分までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(2) 12月29日から翌年の 1月 3日までの日

3 市長は、特に必要があると認めたときは、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日
に休館することができる。

附 則

この規程は、平成19年 9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。